

令和8年度 水道 第 号	簡易水道水質検査		業務委託実施設計書		調 査	
					設 計	
委 託 日 数	3 6 5 日 間	令和8年 4月 1日 着手	令和9年 3月 3 1日	竣工		
施 行 地 名	胎内市 簡易水道 地内					
実 施 設 計 額	実 施 設 計		変 更 設 計			
設 計 額	円 (うち取引にかかる消費税額 円)		円 (うち取引にかかる消費税額 円)			
請 負 額	円 (うち取引にかかる消費税額 円)		円 (うち取引にかかる消費税額 円)			
設 計 概 要	簡易水道水質検査 1式					

胎 内 市

	実 施 設 計 書	変 更 設 計 書
委託価格計(設計額) (消費税相当額を含まず)	円	
消費税相当額 委託価格に10%を乗じた額	円	
本委託費計	円	
委託価格に対して入札業者が応じた額(落札額) (消費税相当額を含まず)		
消費税相当額 入札業者が応じた額(落札額)に10%を乗じた額		
請負額 (契約額)		
比較増減 (請負額)		
備 考		

胎 内 市

令和8年度 簡易水道水質検査計画表

採水場所		検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	件	積算金額	うち消費税	税抜き		
																	単価	合計		
原水	第1、第2	39項目						2							2					
		クロト代替菌	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24				
		クロト・シブシブ			2				2			2			2	8				
採水手数料 (半日)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12					
																	計①			
月計																				
消費税																				
月毎小計 (原水)																				

採水場所		検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	件	積算金額	うち消費税	税抜き		
																	単価	合計		
末端水	近江新地内 坂井地内	9項目	2	2		2	2		2	2		2	2		16					
		23項目 (消副等)			2							2			2	6				
		52項目							2							2				
採水手数料 (半日)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12					
																	計②			
月計																				
消費税																				
月毎小計 (末端水)																				
																小計総額				
																消費税				
																総額 (税込み) ①+②				

## 簡易水道水質検査業務仕様書

### (目的)

第1条 この仕様書は、胎内市（以下「甲」と言う。）の第1簡易水道及び第2簡易水道について業務受託者（以下「乙」と言う。）が水道法第20条第1項の規定に基づく定期の水質検査業務に関して必要な仕様等を定めることを目的とする。

### (業務内容)

第2条 水質検査業務の内容は、原水及び末端水について以下のとおり実施する。

一 原水の定期検査は水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号、以下「省令」という。）に規定する項目の検査を実施するものとし、各項目ごとの検査方法は以下に示すとおりとする。

イ 原水の全39項目検査は、別表1-1に示す箇所で採水し、年1回実施する。

ロ クリプトスポリジウム指標菌の検査は、別表1-2に示す箇所で採水し、毎月1回実施する。

二 末端水の定期検査は、省令に規定する項目について毎月、四半期ごと、及び全項目の検査を実施するものとし、各項目ごとの検査方法は以下に示すとおりとする。

イ 毎月の検査は、別表2-1に示す箇所で採水し、別表2-2に掲げる項目について年8回実施する。

ロ 四半期ごとの検査は、別表2-3に掲げる項目について年3回実施する。

ハ 省令の規定に基づく全52項目の検査については年1回実施する。

三 第1号及び第2号に掲げる検査を実施する月については甲が指定する。

四 第1号及び第2号に掲げる採水箇所については甲の指示により変更することがある。

### (業務上の注意事項)

第3条 乙は水質検査業務実施にあたり以下の内容を遵守すること。

一 水道法第20条の4の規定による厚生労働大臣の登録を受けていること。

二 水質検査は水道法第20条の6第2項の規定に基づき、公正に、かつ、厚生労働省令で定める方法（同法施行規則第15条の4）により実施すること。

三 乙の水質検査業務従事者は、常に健康状態に留意するとともに、定期健康診断を受けて異状がない者とし、作業当日において腸管系伝染病の疾病がある場合は、就業しないこととする。

四 乙は甲の申し出により、緊急の水質検査を依頼された時は、1時間以内にサンプリングし、速やかに検査しなければならない。

(疑義の協議)

第4条 本仕様書に定めのない事項または、疑義が生じたときは、甲と協議すること。

(業務内容の報告)

第5条 乙は各月の水質検査業務が完了したときは、速やかに水質検査成績書を作成し、甲に提出すること。

2 水質検査業務実施中に事故等緊急事態及び水質異常が発生したときは、甲に連絡するとともに直ちに適切な処置を行い、甲と協議し臨時の検査を実施すること。

3 甲は水道法施行規則第15条の4第1項第6号に掲げる文書のうち必要に応じて、乙に提出を求めることがある。この場合、乙は速やかに甲の求めに応じ、甲の指示に従わなければならない。

(委託期間)

第6条 委託期間は次のとおりとする。

令和8年4月1日から令和9年3月31日

(委託料の支払方法)

第7条 委託者は、委託料請求書が正当であると認めたときは、当該請求書を受けた日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

別表 1 - 1

採 水 箇 所	検査回数	備 考
鼓岡第 1 取水場	年 1 回	
鼓岡第 2 取水場	年 1 回	

別表 1 - 2

採 水 箇 所	検査回数	備 考
鼓岡第 1 取水場	毎月 1 回	
鼓岡第 2 取水場	毎月 1 回	

別表 2 - 1

採 水 箇 所	配水系	備 考
近江新地内民家	下館配水池	
坂井公会堂	鼓岡配水池	

別表 2 - 2

省令NO.	検査項目	備 考
1	一般細菌	
2	大腸菌	
3 9	塩化物イオン	
4 7	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	
4 8	pH値	
4 9	味	
5 0	臭気	
5 1	色度	
5 2	濁度	

別表 2 - 3

省令NO.	検査項目	備 考
1	一般細菌	
2	大腸菌	
3 9	塩化物イオン	
4 7	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	
4 8	pH値	
4 9	味	
5 0	臭気	
5 1	色度	
5 2	濁度	
1 0	シアン化物イオン及び塩化シアン	
2 4	クロロホルム	
2 6	ジブromクロロメタン	
3 0	ブromジクロロメタン	
3 1	ブromホルム	
2 8	総トリハロメタン	
3 2	ホルムアルデヒド	
2 3	クロロ酢酸	
2 5	ジクロロ酢酸	
2 9	トリクロロ酢酸	
2 7	臭素酸	
2 2	塩素酸	
4 5	非イオン界面活性剤	
2 0	PFOS及びPFOA（ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸）	